

NBNC型肝炎対策の協議始まる

鳥取県健康対策協議会肝臓がん対策専門委員会

- 日 時 令和元年8月8日（木） 午後3時10分～午後5時
- 場 所 鳥取県健康会館 鳥取市戎町
- 出席者 28人
 岸本委員長
 芦田・植木・岡田・岡野・孝田・陶山・瀬川・高橋・谷口・前田和・
 前田直・松田・丸山・満田・村脇・安田・山下各委員
 オブザーバー：山口鳥取市中央保健センター保健師、松本岩美町主任
 田中八頭町主任
 県健康政策課がん・生活習慣病対策室：高橋室長、山本課長補佐
 岡 係長、宮脇保健師
 健対協事務局：谷口事務局長、岩垣課長、澤北主事

【概要】

- ・平成29年度肝臓がん検診発見がん患者追跡調査結果、肝炎ウイルス検査による発見がんまたはがん疑いと診断された者は発見されなかった。また、肝臓がん検診により発見されたウイルス陽性者に対しての定期検査の結果、B型肝炎ウイルス陽性者から肝臓癌が2名、C型肝炎ウイルス陽性者から肝臓癌が7名であった。
- ・県より、平成30年度に改正の厚労省通知「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱い」において、核酸アナログ製剤治療の更新申請手続きの簡素化が可能となっているが、鳥取県においても、申請者の負担軽減のために行えないか委員の意見を伺いたいという話があった。委員からは以前からの薬を使っている方がいること、また、診療所で定期検査をされている患者に多いのだが、肝がんの画像診断をされていない患者があ

ることから、今のやり方のままでいいのではという話もあり、更新申請手続きの簡素化については、引き続き、検討を行うこととなった。

- ・県より、市町村が肝炎キャリア妊婦の精密検査結果を照会するための「肝炎ウイルス検診精密検査結果報告書」を一部修正した案1を提示。また、現時点で妊婦検診において肝炎ウイルス陽性であった者の精密検査結果を全県でとりまとめているものはないが、県子育て・人材局家庭支援課が実施している、市町村母子保健事業に関するデータ等の報告に併せて各市町村へ照会することは可能。このたび、その集計様式（案2）を作成したのでご意見をいただきたいという話があった。委員からは、案1、案2については、特に意見はなかった。

なお、今後、健康対策協議会母子保健対策専門委員会及び市町村母子保健担当者に

において案1、案2の運用について協議される予定である。

- ・ 的野委員より、肝炎ウイルスの受診率向上、治療勧奨を推進するために、肝炎治療受給者交付申請者に対して、肝炎ウイルス検査に関するアンケート調査を行ってはどうかという意見があり、肝炎治療受給者証交付申請書（様式1）に過去の受診歴等の項目を追加する案が示された。協議の結果、年に約100名の新規申請者を対象に調査を行うこととなった。

挨拶（要旨）

〈岸本委員長〉

暑い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、たくさんの議題がありますので、手早くお願いする。個人的に興味があるのは、コーディネーターを、今後どのように指導していったらいいのかということと、B型肝炎キャリア妊婦に対する今後の支援について、本日、確立したいと思っている。また、NBNC型肝臓がんが増えており、特に西部地区でNBNC型肝臓がんが占める割合が増加しており、このまま放置しておけない状態となっている。よって、今後の活動をどのように行っていくのか、当委員会でも方向性を決めることができたらと思っている。よろしく願います。

報告事項

1. 「鳥取県肝炎治療特別促進事業実施要綱」の一部改正について：

岡 県健康政策課がん・生活習慣病対策室係長

要綱の一部が令和元年5月20日付で改正されたことについて報告された。

肝炎医療費助成制度の対象に、エプクルーサ錠が新たに加わることによる改正。令和元年5月20

日から施行する。ただし、新たに対象医療としたソホスビブル／ベルパタスビル配合錠による治療に対する肝炎治療受給者証の交付申請に限り、令和元年8月31日までに申請のあったものについて、平成31年2月26日以降の治療について遡及して適用する。

2. 「鳥取県肝炎ウイルス精密検査費助成事業実施要綱」の一部改正について：

宮脇県健康政策課がん・生活習慣病対策室保健師

国が定める「ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業の実施について」に沿って、要綱の一部が令和元年7月9日付で改正されたことについて報告された。

- ・ 初回精密検査助成の対象者に職域の肝炎ウイルス検査の陽性者を追加。併せて本事業の陽性者フォローアップを市町村にて実施するため、申請者よりフォローアップ同意を得て市町村へ情報提供することとし、所要の改正。
- ・ また、定期検査費用助成区分の階層区分を決定する際、世帯員のいずれかが未婚のひとり親である場合、その者を寡婦等とみなして課税状況を算定することとし、所要の改正。

3. 「鳥取県肝炎ウイルス検診・肝臓がん検診等実施要領」の一部改正について：

宮脇県健康政策課がん・生活習慣病対策室保健師

要綱の一部が令和元年7月9日付で改正されたことについて報告された。

「鳥取県肝炎ウイルス精密検査費助成事業実施要綱」の一部改正に伴い、当該事業の申請者について県から市町村に情報提供があった場合にも、健康増進事業での健康指導者対象者と同様に定期検査の事後管理を実施することとした。

また、改元に伴い、様式中の「平成」を削除した。

4) 平成30年度肝炎ウイルス検査の結果について：

宮脇県健康政策課がん・生活習慣病対策室保健師

保健所においては、平成30年度実績はB型肝炎検査120件、C型肝炎検査119件で、そのうちB型陽性者、C型陽性者ともに見つからなかった。

医療機関においては、平成30年度実績でB型肝炎検査は医療機関65件、検診機関208件、C型肝炎検査は医療機関で65件、検診機関208件で、そのうちB型陽性者が5人で、陽性率は1.8%、C型陽性者は0人であった。近年、受検者が減少傾向にある。

県・市町村が実施する肝炎検査で陽性と判定された方を対象に、医療機関で初回の精密検査の費用の助成を受けた方は、平成30年度は、17人であった。

肝炎定期検査費用（年2回を限度）助成を受けた方は、35人であった。

5. 肝炎治療特別促進事業の認定状況について：

岡 県健康政策課がん・生活習慣病対策室係長

平成30年度に認定された者は、B型肝炎は998人、C型肝炎は112人であった。

6. 肝炎医療コーディネーターの活動状況及び今年度の養成研修について：

宮脇県健康政策課がん・生活習慣病対策室保健師

昨年度から養成を開始した肝炎医療コーディネーターについて、その活動状況調査アンケートを実施し、その結果について報告された。

平成30年度に認定証を交付された肝炎医療コーディネーター79名へ調査票を配布、そのうち、45名から回答、回答率57.0%であった。

・職域を含め行っていることの中で、肝炎医療コーディネーターの活動となるものについては、回答者のうち、約半数の方が、「検査・治療の

情報提供及び助言」、「ウイルス検査の勧奨、患者への受診勧奨」、「患者支援のための制度・窓口案内」、「肝炎対策に関する情報提供・啓発」が活動となるものと回答されていた。

また、今後は把握しきれていない職域に向けての活動も必要になってくると思う等の記載があった。

令和元年9月1日、「国際ファミリープラザ」（米子市）にて研修会の開催を予定されている。

7. 肝がん・重度肝硬変研究治療促進事業の指定医療機関の状況について：

岡 県健康政策課がん・生活習慣病対策室係長

平成30年12月から本事業を開始し、現在16医療機関を肝臓がん・重度肝硬変研究治療促進事業の指定医療機関として、認定している。

今後も指定申請をしていただくよう、未指定の医療機関に働きかけていくという話があった。

8. 各市町村における健康指導者の捉え方及び定期検査の実施状況について：

宮脇県健康政策課がん・生活習慣病対策室保健師

平成31年の冬部会において、肝炎ウイルス陽性者への定期検査の対象となる「健康指導対象者」の捉え方について疑義が生じたため、各市町村へ状況確認を行った。

〈参考〉「鳥取県肝炎ウイルス検診・肝臓がん検診等実施要領」より抜粋

9 精密検査事後管理

(1) 市町村は、精密検査の結果、「健康指導対象者」と判定された者に対して、次の事項を行うこととする。

ア 少なくとも、年に1回は、精密機関等で定期検査（年2回以上受診）の受診勧奨を行う。

各市町村からは、以下のとおり回答があった。

○実施要綱のとおり、精密検査で「健康指導対象者」となった者すべて…17市町村

(過去に健康指導者となった者のうち、フォローを拒否した者は除外…2市町村)

○実施要領以外に、独自に基準を設けている…2市町村

・肝炎ウイルス陽性者は精密検査未受診の場合でも勧奨を実施。

・平成24～30年度は健康指導対象者のうち80歳未満に勧奨を実施(理由は不明)。

今後、要綱通り行うかどうかは検討中と聞いている。

9. 第2次肝炎対策推進計画での目標値と初年後の評価について:

宮脇県健康政策課がん・生活習慣病対策室保健師

第2次鳥取県肝炎対策推進計画では、目標値を次のとおり定めている。

(1) 平成30年度から平成35年度の6年間ににおいて県および市町村で実施するB型及びC型肝炎ウイルス検査の受検者をそれぞれ60,000人とする。

(2) 肝炎ウイルス検査陽性者の精密検査受診率を80%以上とする。

(3) 肝炎医療コーディネーターを平成35年度末までに150人養成する。

平成30年度ウイルス検査については、市町村実績は集計中であるが、平成29年度実績を参考とすると、年間約6,000人が受験している。また、平成29年度の精密検査受診率は71.8%で、目標値には到達していないので、更なる受診勧奨が必要である。

また、肝炎医療コーディネーターは平成30年度で79人が認定されている。県においては、150人到達できるよう、関係者に研修会に受講するよう働きかけていくという話があった。

10. 平成29年度肝臓がん検診発見がん患者追跡調査結果について: 孝田委員

(1) 平成29年度肝炎ウイルス検査による発見がんまたはがん疑いと診断された者は発見されなかった。肝臓がん検診により発見されたウイルス陽性者に対しての定期検査の結果、B型肝炎ウイルス陽性者から肝臓癌が2名、C型肝炎ウイルス陽性者から肝臓癌が7名であった。

(2) 平成7～28年度肝臓がん検診発見がん患者のうち、30例が確定癌であり、そのうち27例は死亡、生存中は3例であった。また、平成10～28年度定期検査確定がんが157例で、そのうち119例(他病死を含む)が死亡である。中には生存不明の方があるので、再度、調査を行う。また、定期検査で見つかった人の方が、予後が良い。しかし、なかには進行した癌も見ついている。

11. その他

(1) 令和元年度がん対策に係る新事業について: 山本県健康政策課がん・生活習慣病対策室課長補佐

令和元年度がん対策に係る新規事業として、「本県のがん罹患率、死亡率が高い要因の分析」、「放射線治療機能強化事業」、「職域がん検診の精密検査受診率向上モデル事業」、「小児がん患者ワクチン再接種支援事業」を6月補正予算として挙げていることが説明された。

また、県は、第3次計画に定めた分野ごとの個別目標を達成するための具体的な取り組みを定めた「アクションプラン」を作成し、毎年見直しをすることとしている。令和元年度「アクションプラン」(案)について、説明された。

(2) 「鳥取県肝臓がん検診精密検査医療機関登録」更新について: 岩垣健対協事務局課長

精密検査登録医療機関は3年毎に更新を行っており、令和元年7月1日現在で118医療機関が登録され、登録期間は平成31年4月1日から令和4

年3月31日までである。

協議事項

1. 肝炎治療促進事業の更新申請手続きの簡素化について

岡 県健康政策課がん・生活習慣病対策室係長より、肝炎治療促進事業の更新申請手続きの簡素化について、以下のとおり、説明があった。

(概要)

平成30年度に改正の厚労省通知「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱い」において、核酸アナログ製剤治療の更新申請の際には、①医師の診断書（様式2-1）あるいは②検査内容が分かる資料（検査結果）及び③治療内容が分かる書類（お薬手帳の写し）（現状様式2-5に添付）が提出された認定以降2回目までの認定においては、①あるいは②の書類を省略することができ、また、①あるいは②の書類を省略して提出された場合は、認定協議会（審査会）を省略できるものとされているが、鳥取県では上記簡素化を見合わせていた。申請者の負担軽減のために、以下のとおり、核酸アナログ製剤治療の更新手続きの簡素化を行えないか委員のご意見をお伺いする。なお、近隣では、岡山県が当簡素化を実施しているところであるが、定期検査を受けない患者が増えた等の問題は発生していないとのこと。

前田和範委員からは、審査会の委員をやっているが、以前からの薬を使っている方がいること、また、診療所で定期検査をされている患者に多いのだが、肝がんの画像診断をされていない患者があることから、審査委員としては簡素化することで、楽にはなるが、今のやり方のままでいいのではと考えるという話があった。

更新申請手続きの簡素化については、引き続き、検討を行うこととなった。

2. B型肝炎キャリア妊婦に対する支援について

宮脇県健康政策課がん・生活習慣病対策室保健師より、平成31年の冬部会において、市町村が肝炎キャリア妊婦の精密検査結果を照会するための「肝炎ウイルス検診精密検査結果報告書」の案1を提示。意見を受け、修正を行ったが、母子保健関係局においてはまだ運用されていない。

また、現時点で妊婦検診において肝炎ウイルス陽性であった者の精密検査結果を全県でとりまとめているものはないが、県子育て・人財局家庭支援課が実施している、市町村母子保健事業に関するデータ等の報告に併せて各市町村へ照会することは可能。このたび、その集計様式（案2）を作成したのでご意見をいただきたいという話があった。

委員からは、案1、案2については、特に意見はなかった。

なお、今後、健康対策協議会母子保健対策専門委員会及び市町村母子保健担当者において案1、案2の運用について協議される予定である。

3. NBNC型肝炎対策について

鳥取県健康対策協議会「疾病構造の地域特性対策専門委員会」において、村脇義和先生を中心として「鳥取県から進行肝細胞癌を撲滅するための取り組み」について調査研究が行われている。岡野委員より、NBNC（non-ALD）HCCが増えている。NBNC HCCは高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病との関連が示唆されることから、肝臓と生活習慣病領域の専門家が協力して取り組まなければならないという話があった。

岡野委員からは、65歳以上の男性で糖尿病、血小板数15万以下の方を対象に、年に1回腹部超音波検査によるサーベイランスで約40%のNBNC肝細胞癌を診断できそうであるという私案が示された。

岸本委員長より、サーベイランスに参加されるところはないかという話があり、瀬川委員からは、西部地区の糖尿病連携パスが上手くいっている

るので、近々開催予定の「鳥取県糖尿病対策推進会議」において、この件について、検討してはどうかという話があった。

4. その他

(1) 的野委員より、肝炎ウイルスの受診率向上、

治療勧奨を推進するために、肝炎治療受給者交付申請者に対して、肝炎ウイルス検査に関するアンケート調査を行ってはどうかという意見があった。

肝炎治療受給者証交付申請書（様式1）に以下の項目を追加する案が示された。

肝炎検査	1. 肝炎ウイルス陽性を指摘されたのは今回が初回か（※1） ☐ 初めて ☐ 過去に指摘された ☐ 不明 2. 陽性と指摘されたのは下記の検査のいずれか。（※2） ☐ 自治体検診 ☐ 職域検診 ☐ 入院・検査時 ☐ 不明 ☐ その他
------	--

※1 陽性を指摘されても、治療をしない患者の割合を調査し治療勧奨に繋げる。

※2 どの検診が有効かを検証し、有効な検診の受診率向上を図る。

協議の結果、年に約100名の新規申請者を対象に調査を行うこととなった。

〈再治療〉の改正。

改正案は的野委員と岡野委員から提案が示された。

(2) 肝炎治療受給者証交付申請に必要な診断書様式の改正について

検査所見欄の入れ替えと治療内容欄で使用されていない薬を削除することとなった。

肝炎治療受給者交付申請に必要な診断書の様式について、発売中止となった治療薬を削除する等の一部改正について、協議をお願いしたいという話があった。

(3) 令和元年度肝臓がん検診従事者講習会及び症例検討会について

肝炎治療受給者証（非代償性肝硬変を除くインターフェロンフリー治療）の交付申請に係る診断書（様式第2-6号〈新規〉、様式第2-7号

東部地区で令和2年2月15日（土）に開催することとなった。また、講師は孝田雅彦委員にお願いすることとなった。

鳥取県健康対策協議会のホームページでは、各委員会の概要、委員会記録、出版物、従事者講習会から特定健診の情報まで随時更新しています。

なお、鳥取県医師会ホームページ（<http://www.tottori.med.or.jp>）のトップページ右領域のメニュー「鳥取県健康対策協議会」からもリンクしています。

→「鳥取県健康対策協議会」

<http://www.kentaikyout.tottori.med.or.jp>

